

下呂市告示第 240 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び下呂市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 5 条の規定により、次の施設の指定管理者を指定したので、同条例第 5 条第 2 項の規定により告示します。

令和 5 年 12 月 28 日

下呂市長 山 内 登

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
下呂市下呂交流会館	下呂市森 2270 番地 3	一般財団法人 下呂ふるさと文化財団	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 11 年 3 月 31 日まで